解散公告

当組合は、平成二十六年四月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
愛知県知多郡東浦町大字石浜字行田七番地
マルマ糊付協同組合
清算人　長尾　克哉

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
愛知県大府市大府町ウド二五四番地
有限会社ジェイ・アイ・ジィ
清算人　加藤　則子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
大阪市天王寺区空堀町一二番四号
合同会社東雲
清算人　宇佐美和子

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
兵庫県加古川市加古川町美乃利四五〇番地
高橋木工株式会社
代表清算人　高橋　行義

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
和歌山県橋本市山田三四八番地の一
株式会社しきしま
代表清算人　松本　有三

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
山口県岩国市御庄二丁目一〇八番地の八
株式会社山根工務店
代表清算人　山根　康司

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
愛媛県松山市立花二丁目二番三七号
株式会社ロイヤルコーポレーション
代表清算人　河原　和枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
熊本県上益城郡御船町大字滝川一八九五番地の二
有限会社白石クレーン
清算人　白石　裕

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年五月三十日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
山形県東根市神町東一丁目二番一号
東根市神町北部土地区画整理組合
代表清算人　髙橋　浅十

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月十日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十六年三月三十一日愛媛県知事の認可により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
愛媛県新居浜市泉宮町四番三九号
学校法人梅香幼稚園
清算人　坂田　進

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日開催の通常総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷六五番地
社団法人荒雄湖整備協会
代表清算人　髙橋勇次郎

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為をもって定めた解散事由の発生により平成二十六年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
川崎市多摩区菅仙谷四丁目一番三号
医療法人財団緑と愛の会
清算人　平野　昭宏

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年五月二日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
和歌山県有田郡有田川町大字下津野二〇一八番地四
有田川町土地開発公社
清算人　山﨑　博司

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年四月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
島根県松江市福富町八三番地
福富生産森林組合
代表清算人　野津　一美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年六月三日
山口県山口市矢原八五二番地三
医療法人おごし医院
清算人　生越　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字東本郷一一四一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙岸　敏夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三日
埼玉県川口市芝新町七―二二森ビル三階
城口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　城口　順二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市野田二五七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　櫻井　初
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年六月三日
事務所千葉県柏市柏二丁目六番七号佐山ビル三階　弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所
相続財産管理人　弁護士　冨田　千鶴